

国際的な核軍縮の課題 ——国連公開作業部会（OEWG）の議論 と今後の展開

2016年8月3日

PNND日本サポート・グループ

NPO法人ピースデポ 代表 田巻一彦

NPT加盟核保有国の核弾頭数

NPT 加盟核保有国の核弾頭数

2015年9月

弾頭の分類			米	ロ	英	仏	中	合計
※ 戦略核	作戦配備	ICBM/IRBM	450	1,013	0	0	0	1,460
		SLBM	1,152	608	120	240	0	2,120
		爆撃機搭載核兵器	300	200	0	40	0	540
		小 計	1,900	1,820	120	280	0	4,120
	作戦外貯蔵		2,320	722	95	~20	230	3,370
小 計		4,220	2,550	215	300	230	7,520	
※ 非戦略核	作戦配備	空軍航空機	180	0	0	0	0	180
	作戦外貯蔵		300	1,950	0	0	0	2,250
	小 計		480	1,950	0	0	0	2,430
合 計			4,700	4,500	215	300	230	9,950
退役・解体待ち			~2,500	~3,000	0	0	30	5,530
総 計			~7,200	~7,500	215	300	260	15,480
(うち作戦外貯蔵小計)			(2,620)	(2,680)	(95)	(~20)	(230)	(5,645)

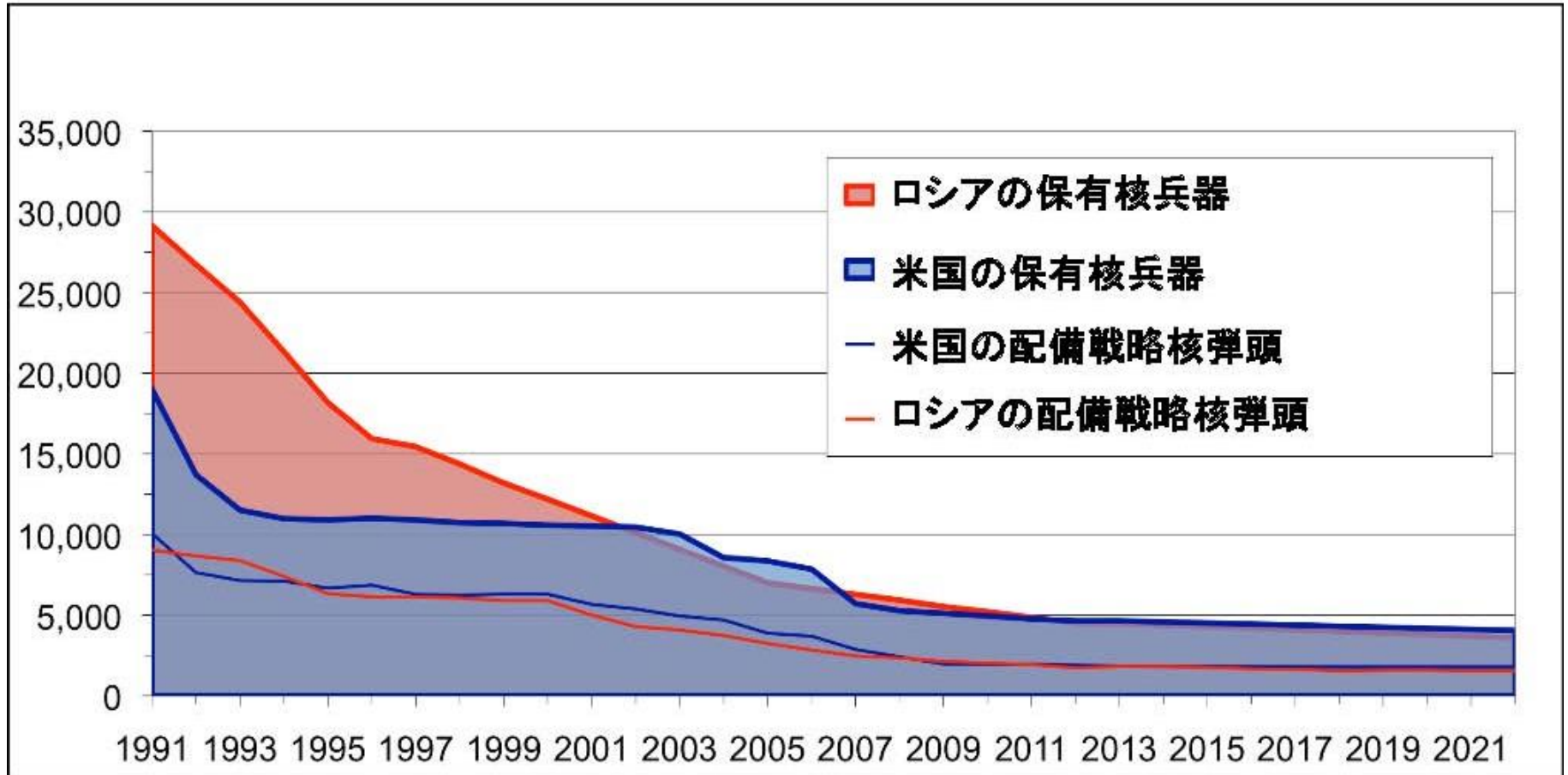
出典:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)核弾頭データ追跡チーム(ピースデポの梅林宏道、湯浅一郎も参加)の市民データベースを基本にし、「ニュークリア・ノートブック」(H・クリステンセン(全米科学者連盟(FAS))、S・ノリス(FAS)、『プレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト』に連載)をはじめ、パベル・ボドピック(ロシア戦略核戦力プロジェクト、ロシア)、リーチング・クリティカル・ウィルなどの文献、米ロ新STARTに基づくファクトシート、米議会報告書などを参考に作成。

丸めのため合計にくい違いがある。
※兵器分類上における戦略、非戦略の概念は、米ロ以外の国では必ずしも明確ではない。

【作成：NPO 法人ピースデポ】

米ロの保有核兵器数の変化

ハンス・クリステンセン, 2015,4



オバマ政権による核兵器政策の見直し

出典：16/7/10「ワシントン・ポスト」紙

“Obama plans major nuclear policy changes in his final months”

検討対象と伝えられる要素：

- 1 核「先行不使用（no first use）政策の採用。
- 2 新START条約の戦略核削減目標期間の延長。
- 3 国連安保理での「核実験禁止決議」の採択。
- 4 長距離巡航ミサイル（LRSO）開発の中止もしくは延期。
- 5 核兵器の高度警戒態勢（high alert）の低下。
- 6 核兵器近代化計画の縮小（現計画：今後10年間に3500億ドル投入）

国連「多国間核軍縮交渉を前進させる」公開作業部会 (OEWG)

16年2月～8月、ジュネーブ

国連総会決議70/33「多国間核軍縮交渉を前進させる」
(2016年12月7日採択) にもとづき設置

(決議要点)

国連総会は、その下部組織としてジュネーブに公開作業部会を設置する。
同作業部会は、

■ 核兵器のない世界の達成と維持のために締結される必要のある具体的で効果的な法的措置、法的条項および規範について、実質的に議論する;

■ 多国間核軍縮交渉の前進に寄与するだろう他の諸措置について勧告の策定に実質的に取り組む。(例) (a) 既存の核兵器に伴う危険性に関連した透明性措置、(b) 事故、過誤、無認可によるあるいは意図的な、核兵器爆発の危険性の低下および除去のための諸措置、(c) 核爆発がもたらす多岐にわたる人道上の結末の複雑性や、それらの相互関連性に対する認識や理解を促進するための追加的措置;

■ 公開作業部会で行われた交渉や勧告を反映させた作業報告書を国連総会第71会期(2016年)に提出する。



2月会期: 2月22日～26日

5月会期: 5月2日～4日および9日～13日

8月会期: 8月5日および16～17日

核兵器保有国は不参加。

OEWGにおける議論の分岐

共通了解：核兵器のない世界をめざす

「核兵器を禁止する法的拘束力ある法的文書」の交渉開始を早急に始めるべき。



核兵器禁止に向けた交渉開始は時期尚早。核保有国を交えてCTBT発効・FMCT交渉など既定の措置の実行に注力すべき。

議長草案(ゼロ・ドラフト)・抜粋(1)

16年7月29日

[www.unog.ch/80256EE600585943/\(httpPages\)/31F1B64B14E116B2C1257F63003F5453?OpenDocument](http://www.unog.ch/80256EE600585943/(httpPages)/31F1B64B14E116B2C1257F63003F5453?OpenDocument)

IV.-A 一般的意見交換

- すべての (all) 国が、過去のNPT最終文書の全面的履行の必要性を再確認。
- 多くの (many) 国が、NPT第6条と核なき世界の維持のための法的措置が必要であると認識。
- いくつかの (several) 国が、核軍縮の効果的措置を検討する際には、安全保障環境や安全保障における核兵器の役割を考慮に入れる必要があると強調。
- かなりの (a number of) 国が、核兵器国による核兵器数削減や核兵器の役割縮小が、核兵器の価値を部分的に否定していると評価。
- かなりの (a number of) 国が、核兵器を非合法化し、悪の烙印を押す必要性を強調。

IV.-B 核兵器なき世界の実現と維持のために必要な具体的法的措置、条項及び規範

- 大多数の (a majority of) 国が、国家、国際組織、市民社会に開かれた2017年国連総会で、核なき世界を誓約し義務付け、核兵器を禁止する、法的拘束力のある条約の交渉を開始することを支持。
- かなりの (a number of) 国が、核兵器の廃絶を含む包括的核兵器禁止条約を支持。
- かなりの (a number of) 国が、相互に補強しあう複数の条約、もしくは最初の条約 (chapeau agreement) と、それを段階的に補強してゆく議定書などによって、核兵器のない世界を実現する「枠組み条約」について説明。
- かなりの (a number of) 国が、禁止条約とそれらを補完する議定書や宣言からなる「ハイブリッド条約」について議論。
- 一部の (a group of) 国は、法的／非法的措置を積み上げてゆく「漸進的アプローチ」を支持。

議長草案(ゼロ・ドラフト)・抜粋(2)

16年7月29日

V 結論及び勧告

■作業部会は、核兵器のない世界を実現するために合意される必要のある、具体的な法的措置、法的条項及び規範のさらなる検討が必要であり、可能であると勧告する。

■大多数の(a majority of)国が、国、国際組織、市民社会に開かれた2017年国連総会で、核なき世界を誓約し、義務付け、核兵器を禁止する、法的拘束力のある文書の交渉を開始することを支持。一方、一部の(a group of)国は、そのような交渉は現在の国際の安全保障に照らせば時期尚早であると考え、国家及び国際の安全保障を考慮した多国間軍縮交渉の必要性を強調した。

■作業部会は、加盟国が本報告書で特定された諸措置を評価し、履行するよう勧告する。諸措置には、核爆発によってひきおこされる、広範囲な人道上の結末の複雑性と相互関係性を認識し、理解することが含まれる。

今後の展開

- 8月会期で、報告書を確定、形式的整理をおこなった版が国連総会に提出される。
- 各国は単独もしくはグループとして、報告書を踏まえた決議案を起草し総会に提案する。
- 総会第1委員会(軍縮・国際安全保障問題)は10月2日～11月2日(この間決議案修正があり得る)、総会採決は12月上旬。採択によってOEWGの成果は、拘束力を持った文書になる。

以上